

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職の一部を改正する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日に定時制の課程を置く市町村立高等学校（五條市立吉野高等学校）が設置されることに伴い、県費負担教職員である職員の標準的な職等を定めるため、所要の改正をしようとするものである。	1 市町村立高等学校職員の職制上の段階及び標準的な職員である市町村立学校職員のうち、市町村立学校職員給与負担法第2条に規定する職員である市町村立高等学校職員の職制上の段階及び標準的な職について定めるもの。 (第1条関係) 2 施行期日 令和3年4月1日から施行する。 (改正附則関係)

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の
一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成
二十八年三月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第一欄中「県立学校職員」の下に「及び市町村立学校職員給与負担
法第二条に規定する職員」を加える。

第一条の表二の項第一欄中「県費負担教職員」の下に「（市町村立学校職員給与負担
法第二条に規定する職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p style="text-align: center;">（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十二条において準用する第二十七条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十二条において準用する第二十七条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職務の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職制上の段階</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一 県立 市立学校職員及び 市町村立学校職員給 与負担法（第二 二）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	一 県立 市立学校職員及び 市町村立学校職員給 与負担法（第二 二）	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職務の種類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">職制上の段階</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一 学校職員が行う職務</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">略</td><td style="text-align: center; padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	一 学校職員が行う職務	略	
職務の種類	職制上の段階	標準的な職											
一 県立 市立学校職員及び 市町村立学校職員給 与負担法（第二 二）	略												
職務の種類	職制上の段階	標準的な職											
一 学校職員が行う職務	略												

二 県費 負担教 職員へ 市町村立 学校職員給 与負担法第 二条に規定す る職員を除く。 う職務が行 う職員を定す る。法第二 条に規定す る職員を除く。 う職務が行 う職務を定す る。	二 県費 負担教 職員へ 市町村立 学校職員給 与負担法第 二条に規定す る職員が行 う職務を定す る。	改 正 案
略		